

平成19年度
松川町 組織目標（各課局）

平成19年4月
松川町

平成19年度 組織目標 一覧表 (課局別)

課局	目標の標題
総務課	1 人材育成の推進と人事評価制度の導入
	2 「情報共有」と「町民参加」の推進
	3 健全な行財政運営の推進
	4 組織機構改革の検討
	5 まちづくり懇談会と出前講座、自治会担当職員制の充実
	6 住民提案型事業（仮称）の創設
	7 新交通システムの構築
	8 自主防災組織の充実
	9 定住促進・人口増対策
	10 財産管理台帳の整備
	11 給与体系の見直し
住民税務課	1 町税の収納率の向上
	2 廃棄物の減量化と適正処理
	3 環境にやさしい松川町を目指して
	4 国保医療と保健予防のグループ制による効果的な保健事業の展開
	5 国保ヘルスアップ事業の推進
	6 火葬場の設置検討
	7 生田支所のサービス検討
保健福祉課	1 子育て・保育・学校教育・社会教育のグループ制による効果的な子ども支援事業の展開
	2 介護保険事業の健全な運営
	3 地域包括支援センターを拠点とした地域支援体制の充実
	4 障害者自立支援法に基づいた事業の推進
	5 男女共同参画社会づくりの推進
	6 健康まつかわ21に基づいた予防活動の充実
	7 国保医療と保健予防のグループ制による効果的な保健事業の展開
	8 民生委員、児童委員一斉改選の実施
教育委員会	1 教育内容の充実
	2 小学校のあり方の検討・中学校耐震補強の推進
	3 生涯学習、公民館活動の充実
	4 魅力ある図書館運営の推進
	5 町史編纂事業の推進
	6 子育て・保育・学校教育・社会教育のグループ制による効果的な子ども支援事業の展開
	7 公共施設等使用料の見直し
建設水道課	1 健全な下水道事業経営の推進
	2 健全な水道事業経営の推進
	3 安定した飲用水の供給
	4 公営住宅の整備
	5 新規・継続の道路事業の用地取得
	6 むらやま公園整備
	7 新規・継続の道路事業の拡充

平成19年度 組織目標 一覧表 (課局別)

課局	目標の標題
産業振興課	1 農業交流センターの計画・設計及び事業推進
	2 農産物海外戦略の確立
	3 遊休農地の解消
	4 企業誘致と企業懇談会実施
	5 商業地元滞留率の向上と支援
	6 里山整備利用地域制度の支援（里山林の整備促進）
	7 清流苑の利用促進・顧客対応の推進
	8 町営駐車場(松川IC)有料化の取組み
	9 松くい虫被害対策の推進
議事務会局	1 町民に対して開かれた議会運営のサポート
	2 適正且つ効率的な選挙の管理執行（選挙管理委員会事務局）
	3 監査の指摘事項等に対する措置状況の把握（監査委員事務局）
会計室	1 迅速かつ正確な窓口出納の実施
	2 適正な公金の出納事務を執行する
	3 手数料の削減に努める。

平成19年度組織目標 総務課		課長 吉澤澄久
目標1	標題 人材育成の推進と人事評価制度の導入	職員人材育成基本方針に基づき、職員研修を充実させ自学を促すとともに、人事評価制度を本格運用し、ひとが育つ人事制度を構築する。 ・職員人材育成推進委員会を運営し、職員人材育成基本方針の取組項目について、状況を把握し推進を図る。 ・人事評価制度を本格運用し、被評価者が正当に評価されていると感じられるよう、評価者研修を重点的に実施し、評価技術を向上させる。課長職については19年度結果を20年度勤勉手当へ反映させる。 ・人事評価結果の昇給及び昇任への反映について、具体的な方針を検討決定する。(19年度末までに)
	標題 「情報共有」と「町民参加」の推進	町民と役場の情報の共有と町民の意思決定への参加に関する制度を構築運用し、町民納得度の高いまちづくりを推進する。 ・パブリックコメント(町民意見提出手続制度)条例(仮称)を策定し、12月までに運用を開始する。 ・一定枠の税金の使い道について、町民自ら考えた様々なアイデアや意見を自由に提案する制度(町民提案型予算:仮称)を検討する。 ・自治基本条例の先発事例に関する研修会を開催し、自治基本条例の検討を開始する。
目標3	標題 健全な行財政運営の推進	第4次総合計画及び自治体経営改革プランに基づき、中期財政試算(平成19年3月)を鑑みながら、健全な行財政運営を行う。 ・行財政改革推進会議を運営し「自治体経営改革プラン」について、全庁の取組状況を把握し推進を図る。 ・町が交付する補助金について、実績報告等書類を確認し、補助金の持つ機能、効果等についてチェック(補助金総点検)を行う。 ・行政評価について、第4次総合計画の数値目標等の進行管理と18年度事後評価及び19年度中間評価、20年度予算編成との連動性を確保するとともに、第三者(外部)評価の仕組みを検討する。(平成19年度中)
	標題 組織機構改革の検討	効率的かつ効果的な行政サービスの提供を実施するため、組織機構改革の検討し、組織の改編を行う。 ・縦割り組織の改編し、正規職員数の減員と外部委託、臨時非常勤職員の活用に対応した組織機構改革の検討を行い、分課条例、組織規則等を改正する。(平成19年度末まで) ・組織機構改革にあわせて、IT活用や総合窓口の設置、運営に関する検討を行い、役場組織全体の業務遂行に即したレイアウトの改編を行う。
目標5	標題 まちづくり懇談会と出前講座、自治会担当職員制の充実	まちづくり懇談会や出前講座を積極的な開催により、町民の皆さんの「声」を町政に積極的に反映させるとともに、自治会担当職員制の取組を推進し、自治会の地域社会活動を支援する。 ・まちづくり懇談会を、全自治会を対象に7月頃までを目途に実施する。(全職員参加) ・町の仕事や制度を分かりやすく説明する「まちづくり出前講座」のメニューを作成し、自治会ほか各種活動団体やグループへPRし、積極的に開催する。(総合計画目標数値年間60回) ・課題である自治会未加入者対策については、自治会役員と協力し、自治会担当職員とともに各自治会に出向くなど積極的に支援する。(随時)

目標 6	標題	住民提案型事業（仮称）の創設
	<p>町民の新しい発想で、町民の創意による公共サービスの充実を図るとともに、まちの活性化とにぎわいの創出など、自主的に行うまちづくり事業に対して補助金制度（町民提案型まちづくり事業：仮称）を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のふるさとづくり事業の花いっぱい運動等の今後方向性（担当課、予算）及び事業内容の検討を行う。（6月～9月） ・町民提案型まちづくり事業の予算及び要綱制定を行う。（11月まで） ・ふるさとづくり委員会及び町議会の意見聴取をする。（11月まで） ・広報誌及びホームページ等により町民への周知を行う。1月より事業の募集をする。 	
目標 7	標題	新交通システムの構築
	<p>町民のニーズを把握しながら路線バス、スクールバス、福祉バスを見直し、小中学校や役場等の公共施設、医療機関や福祉施設を結ぶとともに商店街との連携を図り、生活交通の利便性を高めるため新たな交通システムを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり懇談会等により住民ニーズの把握を行う。（7月まで） ・平成17年度調査を基本に、庁内検討委員会及び公共交通検討委員会で先進地の実績等調査及び計画（案）の作成を行う。（9月まで） ・計画（案）を基に区単位で説明会を行い、地元説明会の意見を参考して新交通システムの決定を行う。（9月～11月） ・新交通システム方法によっては地域公共交通システム委員会の開催及び国土交通省への申請を行う。（1月～2月） 	
目標 8	標題	自主防災組織の充実
	<p>災害時に救出救護や消火活動が組織的かつ合理的にできるには自主防災組織が必要であり、そのために自主防災組織リーダー研修会や出前講座を積極的に開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織リーダー研修会を、全区会並びに自治会自主防災会を対象に7月に実施するとともに自主防災会連絡会を立ち上げ、横の連携を図る。 ・自主防災組織未組織自治会に対し、まちづくり出前講座を使い、立ち上げを促進する。 ・9月に自主防災組織との連携による安否確認訓練を実施する。 	
目標 9	標題	定住促進・人口増対策
	<p>庁内プロジェクトチームを立ち上げ、定住促進・人口増対策に関する施策の検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課局の担当者により、庁内プロジェクトチームを設置する。 ・20年度からの施策の総合的・体系的な実施に向け、19年度末までに、実施する施策内容や、実施する組織機構について検討を行う。 	
目標 10	標題	財産管理台帳の整備
	<p>合理的かつ有効的な資産管理を行うため、平成18年度に引き続き、公有財産台帳（土地）を整理すると共に建物の公有財産台帳整理にも着手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月までに現地確認を実施し、所在を明確にする。（土地） ・3月までに建物の公有財産台帳を整理する。（建物） 	
目標 11	標題	給与体系の見直し
	<p>平成20年度に実施予定である組織機構改革にあわせ、給与体系の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織機・構改革及び人事評価制度と整合性をとりながら、職員給与体系見直し案と関連例規の修正案を作成する。 ・職員組合も含め検討していく。 ・職員説明会を開催し理解を求める。 	

平成19年度組織目標 住民税務課	課長 熊岡正志
------------------	---------

目標1	<p>標題 町税の収納率の向上</p> <p>・収納率の向上を目指し、『収納対策会議』で収納状況、滞納者の情報を整理管理し、滞納者毎の収納方法を検討し、効率的な滞納整理を行う。高額滞納者対策として、納税計画に基づく『納税誓約書』の提出を求める。悪質滞納者に対して財産の差し押さえ等の法的手段を講じる。県の『収納推進センター』と連携し、(現年収納率99% 国保税収納率97.5%)を目指す。総合計画に定めるH22 収納率99.5%、国保税収納率を98.5% を目標とする。</p>
目標2	<p>標題 廃棄物の減量化と適正処理</p> <p>生ごみの減量化のために、自治会、消費者の会等の組織に減量化協力の依頼を行い、菌体処理の普及を目指し燃やすごみ処理1,600tを目指す。また生ごみ処理後の残渣利用について、堆肥利用等のリサイクルルートについて調査検討を行なう。リサイクル可能なごみについては、地区別の収集日(2巡回区毎、8分別、90回)を設定し、各自治会の環境衛生員の協力を得て分別の徹底を図る。粗大ごみ(年6回)、乾電池蛍光管(年1回)、古衣類(年1回)については拠点回収を行なう。埋め立てごみの減量に努め年6回の収集を行なう。収集及び保管、処理事業者に対し適正な事業実施の指導を行う。総合計画のH22に1,400tを目標とする。</p>
目標3	<p>標題 環境にやさしい松川町を目指して</p> <p>環境にやさしい太陽光等の自然エネルギーの利用促進に取り組む。環境省の補助を受けて実施する1000KW太陽光発電所設備設置計画(市民太陽光発電所設置プロジェクト)に参画し、公共施設等の建築物に太陽光システムを取り付け、発電している状況を一般の見学者が確認できる簡易なシステムを設け、自然エネルギーの普及PRに努める(発電施設10KW×2箇所)。また過去に、国と町の補助で太陽光発電を設置した住民の方を中心に、環境に関心を持つ人々のクリーン電力の学習会を開催し、自然エネルギーや環境にやさしい松川町のイメージ作りを目指し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の作成準備を行う。</p>
目標4	<p>標題 国保医療と保健予防のグループ制による効果的な保健事業の展開</p> <p>急速な高齢化の進展、疾病構造の変化、保健サービスに対する住民のニーズの高度化や多様化に対処するため2つの係が連携し、保健事業を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡会を毎月開催し、保健事業、健診事業、訪問計画、課題等について検討し状況に合わせた的確な予防活動を実施する。 ・保健師による国保レセプトの内容分析を行い、結果を病気の原因究明と個別指導に活かして医療費の削減につなげる。
目標5	<p>標題 国保ヘルスアップ事業の推進</p> <p>65歳未満対象の個別支援プログラム『国保ヘルスアップ事業』を実施する。検診結果で異常項目が2つ以上の国保被保険者に食生活改善料理教室・水中運動教室・ウォーキング教室と講演会を開催する。教室参加者に改善が見られるかの追跡調査を行い、改善が見られない場合は個別支援を実施する。</p>
目標6	<p>標題 火葬場の設置検討</p> <p>現在、松川町では飯田市等の施設を利用しているが、施設の老朽化と高齢者人口の増加に伴う処理能力の限界があり、北部ブロックでの設置が検討が始められているが引続きブロックでの検討に加わり、建設等の具体的実現のための準備を進める。</p>
目標7	<p>標題 生田支所のサービス検討</p> <p>生田支所について利用実績が少なくJAの業務形態も変更があり、地域住民を交え支所機能の委託化につき検討を行なう。</p>

目標 1	<p>標題 子育て、保育、学校教育、社会教育のグループ制による効果的な子ども支援事業の展開</p>	<p>4つの係の連携と情報の共有化によるグループ制の推進と次世代育成支援行動計画の実践による、子育て支援の充実を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年目を迎える「遊びの教室」では、障がい児の早期発見・早期指導で発育への支援を行う。教育委員会の保育所訪問は毎月1回 各園を巡回し、保育所、子育て支援センターとの連携では適切な支援を行い保育所入所、小学校入学時のスムーズな受け入れ態勢の充実を図る。 ・「家族で遊ぼう」事業は年間21回計画。運動遊びや子育て講演会を通じて家庭保育を行う母親や祖父母の集いの場や情報交換の場となるよう支援する。 ・次世代育成支援行動計画に基づき、乳幼児健康支援一時預かり事業を開始し保護者の子育てと就労の両立を支援する。対象児童は保育所に入所している児童とする。 ・放課後子どもプラン推進のための連携方策の研究に着手する。 ・親子のスキンシップを楽しみながら安定した愛着関係を築き、0から12ヶ月児の健全な発達育成を支援する赤ちゃんクラブ事業を6月から開始する。
目標 2	<p>標題 介護保険事業の健全な運営</p>	<p>第3期介護保険事業計画に定めた施策を実施するとともに利用者が安心してサービスを受けられる体制づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者としてシステム機能を活用した給付、保険料徴収、国県等の補助金、減免等事務処理の効率化を図る。 ・介護保険事業者連絡会を定期的に開催し、サービス過剰供給の抑制、予防介護の実施等適正な事業の推進に努める。 ・介護保険制度の理解を高めるために、介護者及び一般住民向けの制度説明会を12月までに実施する。
目標 3	<p>標題 地域包括支援センターを拠点とした地域支援体制の充実</p>	<p>高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続し、地域包括ケアの確立を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援・権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントの業務推進を図ると共に一貫したケア体制の整備を行う。 ・高齢者虐待防止ネットワークの有効活用と実践に対応するための「高齢者虐待対応マニュアル」を12月までに作成する。 ・要支援者でサービスを使っていない方や単品サービス利用者に対して、適正な利用となるように見直しを行う。
目標 4	<p>標題 障害者自立支援法に基づいた事業の推進</p>	<p>障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を総合的かつ計画的に実施するため、3月策定した松川町障がい福祉計画の適切な運用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション及びノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者の社会参加に向けた施策の一層の推進を図るため、10月までに第2次松川町障がい者福祉計画を策定する。 ・地域活動支援センターを、指定管理者による個別給付事業に移行していく方向で検討をする。
目標 5	<p>標題 男女共同参画社会づくりの推進</p>	<p>第2次推進プランに掲げた具体的な活動の実践に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県との協働による「男女共同参画地域フォーラム」を12月に当町で開催し、男女共同参画社会を実現する契機となるよう、地域の皆さんに啓発する。 ・町民のだれもが性別にかかわらず、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野に積極的に参画できる男女共同参画社会の早期実現を目指すために、3月までに条例を制定する。 ・自治会役員の女性登用割合については80%を、また、町の審議会等への女性委員の割合については16%を目標にして、男と女が共に取り組むまちづくりを推進する。

目 標 6	<p>標題 健康まつかわ21に基づいた予防活動の充実</p> <p>計画に掲げた7つの取組みを推進するために、19年度実行計画の事業推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康推進委員をつうじて、50以上の自治会で健康学習会実施し、総合健診受診の必要性を説き受診勧奨し、国保加入者の受診率40%[※]を目指す。 健診結果をもとにした健康管理システムによる、段階にあわせた保健、栄養指導を実施する。 ウォーキングやストレッチ体操を普及するため、各種団体が開催する会議等で指導する。チャネルYOUによるストレッチ体操は継続して放映する。 乳幼児健診や若妻健康教室等において健康維持のための食の見直し活動及び乳幼児の軽度発達障害や心の問題等を早期に発見し、専門相談、専門施設への結びつきを行う。 平成20年度からの医療制度改革における、健診及び保健指導の体制整備推進に努める。
目 標 7	<p>標題 国保医療と保健予防のグループ制による効果的な保健事業の展開</p> <p>急速な高齢化の進展、疾病構造の変化、保健サービスに対する住民のニーズの高度化や多様化に対処するため2つの係が連携し、保健事業を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡会を毎月開催し、保健事業、健診事業、訪問計画、課題等について検討し状況に合わせた的確な予防活動を実施する。 保健師による国保レセプトの内容分析を行い、結果を病気の原因究明と個別指導に活かして医療費の削減につなげる。
目 標 8	<p>標題 民生委員、児童委員一斉改選の実施</p> <p>11月30日に任期満了となる、委員の一斉改選時期を迎えるにあたり、国が示した要領に基づき委員の委解嘱事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月下旬に民生委員推薦会を設置し、候補者の適否を審査し、町長に対して推薦する。 推薦会から推薦のあった候補者を、9月初旬県に推薦する。

目標1	<p>標題 教育内容の充実</p> <p>総合的な学習を通じて生きる力や思いやり・協働の心を育てる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校キャリア・スタート・ウィーク実行委員会において、生徒による農業体験、保育体験、商工業体験、福祉体験の実施に向けて、実行委員会3回・支援会議3回を開催する中で、広報のメンバーとして支援助言していく。また、キャリア教育に合わせて文科省の委託事業として「豊かな体験活動推進事業（命の大切さを学ばせる体験活動）」を、中学校と連携する中で事業内容及び予算について検討し実施する。
目標2	<p>標題 小学校のあり方の検討・中学校耐震補強の推進</p> <p>児童数の減少に伴い、通学区を含めた今後の小学校のあり方を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校あり方検討委員会を6月までに設置する。委員会を5回開催し、年度内に答申を受ける。中学校の体育館および校舎の耐震補強事業を進める。 ・中学校屋内体育館の耐震補強工事を6月に発注し、9月末までに完了する。また、中学校校舎の耐震補強事業について判定委員会並び県の審査確認を年度末までに実施する。
目標3	<p>標題 生涯学習、公民館活動の充実</p> <p>うるおいと生きがいを育む社会教育の充実について、町民のニーズに応え生涯学習への支援と公民館活動の活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民の生涯学習の場として昨年よりスタートした「まつかわ大学」（実行委員会企画運営）を年4回開講する。（7月健康講座、9月演劇、12月生き方講座、2月地域づくり講座） ・3年目を迎える街頭あいさつ運動について、地区館と連携して5月から毎月第一月曜日（8月、1月を除く）に実施する。 ・中学校の部活動のあり方について、準備会により方法内容等について研究し、今年度中に松川町中学校運動部活動検討委員会（仮称）を設置する。
目標4	<p>標題 魅力ある図書館運営の推進</p> <p>多様なニーズに対応する図書館運営の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館の公共性を上げ利用の利便性を高めるため、インターネットによる館内蔵書の公開システムを6月末までに導入し、他館との連携を強化して利用の増大を図る。 ・生涯学習を支えるため、各種講座（2講座）・教室（4教室）を実施する。（5月～3月） ・祝日開館および週二回（月曜日、金曜日）の夜間開館の実施、遠隔地への図書館車による巡回図書（毎週土曜日）などにより、利用者の便を図る。 ・家族読書の推進を図る。（毎週金曜日はまつかわ家族読書の日）
目標5	<p>標題 町史編纂事業の推進</p> <p>松川町史全三巻を発刊する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二巻「松川町の歴史」、第三巻「松川町の自然・文化・民俗」は委嘱編纂委員17名により原稿分担執筆を実施しており、12月末日に執筆を完了し、以後、整稿・編集を経て印刷発注し、年度末の刊行を目指す。各巻とも、印刷発注の段階で購読募集をし、発刊と共に配本を行う。

目標 6	<p>標題 子育て・保育・学校教育・社会教育のグループ制による効果的な子ども支援事業の展開</p> <p>子育て・保育・学校教育・社会教育4者の連携と情報の共有化によるグループ制の推進と次世代育成支援行動計画の実践による子育て支援の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館、子育て支援センター共催の「家族で遊ぼう」事業は年間を通じて21回を計画し、運動遊びや子育て講演会を通して家庭で子育てを行う母親や、祖父母の集いの場やコミュニケーションの場となるよう支援する。 ・障がい児の早期発見、早期指導においては「遊びの教室」を年間通じて24回開催。また、保育所訪問は毎月行い、保育所、子育て支援センターと連携する中で適正な支援を行い、保育所入所、小学校入学時のスムーズな受入れ態勢の充実を図る。 ・放課後子どもプラン推進のための連携方策の研究に着手する。
目標 7	<p>標題 公共施設等使用料の見直し</p> <p>松川町自治体経営改革プランに添って、受益者負担の適正化を目標に公共施設等の使用料を見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体や利用者からの意見等を踏まえ使用料適正化素案を作成し、行政改革推進会議に諮る中で内容の検討を行う。 ・町民への説明会を通じ、使用料見直しに対する周知を行い、理解を得られるよう努める。

目標 1	標題 健全な下水道事業経営の推進
	<p>加入率向上に向けて以下の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報・まちづくり懇談会等を利用し加入の呼びかけを行う。 ・加入促進期間(9月～11月)を設け、課全職員にて加入促進活動(個別訪問)を行う。 ・目標訪問件数 全未加入者950戸 ・すぐに宅内工事ができない場合は、まず加入申請と受益者負担金の納入を推進する。 ・加入目標(件数) 公共下水道...45件 農業集落排水...47件 <p>下水道事業の健全経営の指針とするために、下水道財政計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業財政計画(3ヶ年計画)を10月までに策定する。
目標 2	標題 健全な水道事業経営の推進
	<p>料金は水道事業経営審議会の答申を尊重し、低廉な水利用の拡大を図るため従量制及び口径別の料金体系の見直しを検討する。</p> <p>固定資産精査により減価償却費が大きく変動したことを受け、中長期の財政計画を総点検し、健全経営計画を策定する。</p> <p>上水道料金及び下水道料金の未収金解消のため、上下水道職員全員が徴収業務にあたる。</p> <p>料金システム・公営企業会計システムの充実と、個人情報保護のため検針端末のセキュリティー及び検針精度の向上に努める。</p>
目標 3	標題 安定した飲用水の供給
	<p>中央監視室の更新に着手する一方、20年を経過する計装装置の更新計画を立てる。</p> <p>有収率向上のため、10kmに及ぶ老朽管(ビニルパイプ)の布設替を20年度から逐次実施する。</p> <p>本年度は概算設計に着手する。</p> <p>欠くことのできないライフラインとして、浄水場及び配水池の維持管理に万全を期する。</p>
目標 4	標題 公営住宅の整備
	<p>人口増対策として、若者定住のための公営住宅整備についての検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の整備について、実施に向けた具体的検討を行うとともに、「地域住宅計画」等の策定準備に取り組む。
目標 5	標題 新規・継続の道路事業の用地取得
	<p>地域産業の活性化と活力あるまちづくりを推進するため、道路整備事業における用地取得を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金道路事業及び起債道路事業のうち、来年度に事業完了する御嶽原東線・83号線については年度内に全線の用地取得に努める。 ・町単道路改良継続路線のうち、今年度事業完了路線の183号線・201号線・130号線・156号線・60号線の5路線については、上半期中に用地取得を完了させて、継続路線についても12月までには完了に努める。

目 標 6	標 題	むらやま公園整備
	町民の憩いの場としてリフレッシュタウンまつかわの里、片桐松川親水護岸、およびての森と一体的に利用できるむらやま公園の整備を推進する。 ・造成工、植栽工を中心に8月着手し、19年度工事分については20年3月の完成を目途とする。	
目 標 7	標 題	新規・継続の道路事業の拡充
	地域産業の活性化と活力あるまちづくりを推進するため、新規道路事業の着手と継続道路事業の重点整備を推進する。 ・新規事業として、まちづくり交付金事業について、地元説明会を5月より実施し事業促進を図る。 ・道路改良継続路線のうち、183号線・201号線・130号線・156号線・60号線の5路線について、重点予算配分を行い、19年度工事完了を図り、早期に事業効果を図る。	

平成19年度組織目標 産業振興課	課長 米山 忠章
------------------	----------

目標1	標題 農業交流センターの計画・設計及び事業推進 農業と観光の拠点施設として計画しスタートしている農業交流センター（仮称）の設置目的・参画団体の役割分担等を明確にした上で、事業推進を図る。 ・建設委員会の答申（5月）を踏まえ、本年度からスタートする農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業計画に載り、8月以降の法施行後に実施設計等、具体的に進める。
	標題 農産物海外戦略の確立 地域ブランドの確立と高付加価値・販路拡大による農家所得の向上を目的として、昨年二十世紀梨の台湾輸出をJAと連携、実施した。本年度、引き続いて事業を展開し、本事業の確立を図る。 ・圃場及び選果梱包施設について、JAを通じて6月までに防疫登録を行う。 ・昨年の成果・反省を踏まえ、輸出業者の決定並びに他品目の輸出等についての条件整備を7月までに進め、事業の拡大、内容の充実を図る。
目標3	標題 遊休農地の解消 遊休農地の発生防止と解消のため、農業委員会と連携して認定農業者等への利用集積並びに遊休農地解消についての取組みを推進する。 ・一昨年実施した遊休農地の全町調査の結果を活用し、農業委員会等機関により12月までに解消策の検討を行う。 ・遊休農地解消月間（9月）に合わせた農業委員会等機関によるパトロールを実施し、現状把握に努める。
目標4	標題 企業誘致と企業懇談会実施 新規工場進出や町内工場閉鎖等についての早期情報収集に努め、企業誘致及び空洞化対策に取り組む。 ・県の東京・名古屋・大阪事務所と緊密に連携し、特に本年度から機能充実される名古屋・大阪事務所に9月までに情報交換に出向く。また、関東・関西松川町の会の総会時等に、工場用地、空き工場等の情報や資料提供をする。 ・「企業人との懇談会」を昨年実施したが、その反省を踏まえ、12月までに本年の懇談会を開催し、町内企業の事業・雇用拡大等についての情報交換を行う。 ・企業誘致及び町内既存企業の事業拡大に対する町独自の支援策（助成措置）について検討、9月施行を目標とする。
目標5	標題 商業地元滞留率の向上と支援 買い物客のための環境整備を推進するとともに、商店街の活性化や賑わいの向上を図るための支援を行う。 ・上片桐駅周辺街路灯整備を、電源立地地域対策交付金事業にて、2月までに実施する。 ・マークンカードの公的各種手数料等の利用について、庁内関係課並びに関係団体と協議・調整の上、3月以降の実現に向ける。 ・あらいのぎおんまつり、フェスタぎおん等、地域商店街に密着した行事の支援（イベントメニューの増・充実のため財政面）を、7月までに実施する。 ・「ぺっかん」の運営事業の支援並びに仮称「ぺっかん市」の計画・実施を支援し、早期（次年度）実現に向ける。
目標6	標題 里山整備利用地域制度の支援（里山林の整備促進） 地域住民・利用者が自主的に集落周辺の里山を美しい景観形成や、水源涵養・土砂流出防止のため、里山林の整備や地域活動の支援を行う。 ・里山整備利用地域認定を受けた部奈地区を、里山整備利用地域事業（補助）を活用し、アカマツ・スギ・ヒノキ等を対象に5haを2月までに実施する。（町は県補助残について補助を行う。）

目標 7	<p>標題 清流苑の利用促進・顧客対応の推進</p>
	<p>清流苑の利用促進・顧客対応のため、老朽化等、必要な施設・機械類の整備更新を実施する。 (ロビー他じゅうたん張替え、受水槽増設、宿泊部屋サッシ二重化等工事を6月末に実施) ・客足鈍化を見据え、常に広告・宣伝等誘客PRに力を入れ利用者数増に向ける。(入湯者数125,700人、宿泊者数22,500人を本年度の目標とする。) ・平成4年7月開苑以来15周年を迎えるが、今後の来客動向を見据え、7月に記念行事を行い、誘客PRに弾みをつける。</p>
目標 8	<p>標題 町営駐車場(松川IC)有料化の取組み</p>
	<p>過年度に実施している調査及び設置シミュレーション等をもとに、有料化に向けた検討・周知を行い、改革プランに沿った次年度実施に向ける。 ・管理方法・使用料等の検討を行い、12月までに住民への説明周知を行い、次年度実施に向ける。 ・併せて、第2駐車場の有効利用について周知徹底をする。</p>
目標 9	<p>標題 松くい虫被害対策の推進</p>
	<p>松くい虫被害が蔓延しているなか、松林や林産物の確保と、倒木等による危険防止を図るための施策を講ずる。 ・被害拡大の先端地域においては、県補助事業を活用し6月までに伐倒駆除を実施する。 ・補助対象外の区域について、被害木の処理を地元(区・自治会等)が行った場合の助成制度(原材料支給)を3月までに確立する。</p>

目標1	目標 町民に対して開かれた議会運営のサポート	町議会への関心と理解を深めるため、定例議会等の情報提供のより一層の充実を図る。 ・町ホームページ（議会事務局）への議会だよりは引き続き掲載する。尚、昨年からの懸案事項である「定例会会議録」の掲載については、情報量が莫大な量になることと、情報公開の必要性も考慮し議会議員と協議（全員協議会での審議）をしながら検討を進める。
目標2	目標 適正且つ効率的な選挙の管理執行（選挙管理委員会事務局）	適正且つ効率的な選挙の管理執行を図る ・町長選挙（4月）、参議院選挙（7月）、町農業委員会選挙（11月）が今年度予定されており、期日前投票制度の浸透や選挙に対する関心を高め、投票率の向上を図るため、広報、町ホームページの内容充実を選挙ごとに事前に実施する。また、明るい選挙推進協議会の組織を通じて、投票率の向上に努める。
目標3	目標 監査の指摘事項等に対する措置状況の把握（監査委員事務局）	監査の指摘事項等に対する措置状況を適切に把握する。 ・各監査終了後の講評により、指摘事項については各担当（課）において対処・改善しているが、その措置状況（顛末）の把握を事務局において、行財政運営の適法化と効率性を高めるとともに、同じ項目に関する再度の指摘は、会計サイドでも事前審査を行っているが、完璧にはなっていない。財務規則の見直しもあり職員研修を行う予定と聞くが、それらを踏まえて、今後監査委員事務局側からは、指摘事項の改善を求める指導を各課長を通して行い、改善に努める。

平成19年度組織目標	会計室	係長	下澤淳子
------------	-----	----	------

目標1	標題	迅速かつ正確な窓口出納の実施
		<p>迅速かつ正確な窓口出納を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に指定金融機関の在席（9：15～16：15）以外の窓口出納、窓口混雑時のサポート、現金取扱員による徴収現金の出納等、正確に窓口出納を行なう。 ・長野県収入証紙を長野県から購入し、必要とする個人や事業者へ売捌いているが、広くアピールを行い、売上実績を上げるように努める。
目標2	標題	適正な公金の出納事務を執行する
		<p>財務規則に基づき適正な公金の出納事務を執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務規則の改正に当たり、運営面において「出納事務の手引き」の見直しを行ない、職員が起票した帳票類に対し適正な審査指導を行なう。 ・歳入、歳出、歳入歳出外に分けて、職員を対象に出納事務の職員研修を実施し、共通事務の統一、職員の認識を深めるよう努める。
目標3	標題	手数料の削減に努める。
		<p>手数料の削減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権者登録を正確に行ない、振込時にエラーが発生しないように努める。 ・納付書には取扱手数料がかかるので、納付書の枚数を減らす努力をする。 ・窓口で口座振替をお奨めする。 ・なるべく役場や支所にお支払いいただけるように担当部署と連絡を取り合う。